

大阪市告示第82号の2

大阪市市税条例(平成29年大阪市条例第11号)第13条第1項の規定に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)又は大阪市市税条例の規定による申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下「申告等」という。)に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、主たる事務所若しくは事業所又は申告等の事務を現に行う事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める日まで延長するため、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年1月23日

大阪市長 横山 英幸

指定地域
富山県、石川県